

社会資本総合整備計画 防災・安全交付金

令和06年01月04日

計画の名称	災害に強い、安全・安心まちづくり（防災・安全）（第 期）													
計画の期間	令和02年度 ~ 令和06年度（5年間）								重点配分対象の該当					
交付対象	松山市													
計画の目標	災害への対応と市街地の防災対策を行うことにより、安全・安心な住まい・まちづくりを実現する。													
全体事業費（百万円）	合計（A + B + C + D）		175	A	175	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合 $C / (A + B + C + D)$	0	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値 令和2年度	中間目標値	最終目標値 令和6年度
1	民間ブロック塀等の耐震化件数 民間ブロック塀等の耐震化実施件数を基に算出する	0件	件	400件
2	基礎調査を実施し、規制候補区域の範囲及び盛土等の所在地を示した図面をホームページで公表 「宅地造成規制法」の改正に伴い基礎調査を実施し、規制候補区域の範囲及び盛土等の所在地を示した図面をホームページで公表する	0%	%	100%

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---	------------	---	-----------	---

A 基幹事業																					
基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況		
												R02	R03	R04	R05	R06					
		一体的に実施することにより期待される効果																			
		備考																			
住環境整備事業	A16-001	住宅	一般	松山市	間接	個人等	-	-	住宅・建築物安全ストック形成事業	民間ブロック塀等安全対策補助事業	松山市						120	-			
												小計						120			
市街地整備事業	A13-002	都市防災	一般	松山市	直接	松山市	-	-	都市防災総合推進事業	基礎調査の実施	松山市						55	-			
												小計						55			
											合計						175				

防災・安全交付金の執行状況

【5章】災害に強い、安全・安心まちづくり（防災・安全）（第Ⅲ期）

（単位：百万円）

	R2	R3	R4	R5	R6
配分額 (a)	12	6	17	22	16
計画別流用増減額 (b)	0	0	0	0	0
交付額 (c=a+b)	12	6	17	22	16
前年度からの繰越額 (d)	0	0	0	9	13
支払済額 (e)	1	6	6	17	19
翌年度繰越額 (f)	0	0	9	13	8
うち未契約繰越額 (g)	0	0	9	2	0
不用額 (h=c+d-e-f)	11	0	2	1	2
未契約繰越率+不用率 (i=(g+h)/(c+d)) %	91.66	0.00	64.71	9.68	6.90
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由	見込んでいた申請件数に満たなかったため。		事業内容等の精査に時間を要したため。		

事前評価チェックシート

計画の名称： 災害に強い、安全・安心まちづくり（防災・安全）（第 期）

事 前 評 価	チェック欄
I. 目標の妥当性 地域の住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。	○
I. 目標の妥当性 地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。	○
I. 目標の妥当性 関連する各種計画（住生活基本計画等）との整合性が確保されている。	○
I. 目標の妥当性 緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	○
II. 計画の効果・効率性 十分な事業効果が得られることが確認されている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	○
III. 計画の実現可能性 事業熟度が十分である。	○
III. 計画の実現可能性 計画内容に関し、住民に対する事前説明が行われている。	○
III. 計画の実現可能性 計画期間中の計画管理（モニタリング）体制が適切である。	○

(表紙)

都市防災事業計画(第4回変更)

愛媛県 松山市

令和4年11月

令和5年1月[第1回変更]

令和5年2月[第2回変更]

令和5年6月[第3回変更]

令和5年12月[第4回変更]

上段:変更前[当初、第△回変更](黒字)

下段:変更後[第○回変更](赤字)

(様式1)整備方針等

整備方針等

【防災まちづくりの現状及び課題】

松山市は、愛媛県の中央部松山平野にあり、瀬戸内海に突き出した高縄半島の西部及び忽那諸島等から構成されています。市街地は、三方を高縄山系や石鎚山系の1,000m級の山岳に囲まれ、石手川・重信川などによって形成された松山平野の北部を中心に広がっています。平成12年4月に中核市へと移行し、平成17年1月には北条市・中島町と合併し四国初の50万都市となりました。市域は、海域を含み東西40km、南北43kmの広がりを持ち、面積は42.935haとなっています。

本市は東南海・南海地震防災対策推進地域に含まれており、1946年の昭和南海地震では死者26人、負傷者32人、住家全壊155棟等をはじめとする多大な被害が発生し、また、2001年の芸予地震でも負傷者50人、住家被害が2,000棟以上を記録しました。さらに、今後30年以内に70～80%の確率で発生するといわれている南海トラフ巨大地震では、最大震度7、死者715人、負傷者5,707人、全壊棟数35,759棟、半壊棟数25,974棟及び1日後の避難者数89,002人と想定されています。また、平成30年7月豪雨では、死者4人、負傷者3人、住家被害442棟、非住家被害202棟、その他の被害1,411カ所と今までに経験したことのない被害がありました。

このような地震や風水害などによる被害を最小限に食い止めるため、本市では自主防災組織を育成・指導するとともに、避難所・避難誘導標識の維持・管理及び防災備蓄品の整備、小中学校等市有施設の耐震化、デジタル防災無線の整備、防災マップの更新などに積極的に取り組んでいます。

大規模災害に備えた施設や設備などの改修・整備が進む一方で、今後はそれらの適切な維持管理も必要になることから、施設などの整備については、全体の優先順位を見極めながら、計画的・効率的に進める必要があります。

また、災害発生時に備えて整備された体制を維持・強化し、いざという時に速やかに対応できるようにするため、職員を対象とした訓練や研修を継続的に実施していくことや、国や県、関係機関との連携強化や、近隣市町との合同訓練などの実施により、広域での支援体制を強化することが重要です。

さらに、近年の災害の大規模化や複雑化、地域防災の担い手の高齢化等への対応が必要なことから、本市では産・官・学・民の関係機関で連携し、小学生から高齢者まで全ての世代への防災教育を行い、全戸配布した防災マップとマイ・タイムラインシートを活用して、災害時の防災行動計画を作成するなど、継続して市民の防災や避難の意識を高めています。

加えて、令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を教訓として改正された「宅地造成及び特定盛土等規制法」に定められたスキマのない規制に対応するため、早期に基礎調査を実施する必要があります。

【整備方針】

松山市では、一人でも多くの方が笑顔で自分たちの住むまちに愛着や誇りをもち、また、魅力にあふれ、市外の人からも「行ってみたい」「住みたい」と思われるまちを市民の皆さんと一緒に作りあげていくため、平成25(2013)年3月に第6次松山市総合計画を策定しました。

基本構想では、未来の松山市のあるべき姿を市民の皆さんと共有するために将来都市像として「人が集い 笑顔広がる 幸せ実感都市 まつやま」を掲げ、その実現に向けて、計画期間を平成25(2013)年度から平成29(2017)年度とする前期基本計画を策定し、様々な取り組みを実施してきました。

また、基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、前期基本計画期間中の取り組みの成果や今後の課題などを把握するとともに、その具体的な方向性を示すための基本指針として、計画期間を平成30(2018)年度から令和6(2024)年度とする後期基本計画を策定し、本市が進むべき方向を明確にしています。

本計画の基本構想に定める6つの「まちづくりの基本目標」に「生活に安らぎのあるまち」があり、災害等に強いまちをつくるための施策として、市有施設の計画的・効率的な整備の推進、災害発生時に備えて整備された体制の維持・強化、防災意識の啓発等に取り組むこととしています。

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を教訓として盛土災害の防止を目的とする「宅地造成等規制法」が改正され、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定することとなりました。規制区域の指定や盛土等による災害防止のための対策に必要な基礎調査を実施し、危険な盛土等を包括的に規制し、盛土等に伴う災害の防止を図ります。

(様式2)計画事業一覧

計画事業一覧

都道府県名		市町村名		計画期間	令和 4 年度 ~ 令和 6 年度	
担当部局名	都市整備部 部(局) 建築指導課 課 開発担当 係	担当者	(正) 井上 和彦 (副) 宇都宮 裕樹 (副) 古茂田 卓雄	連絡先	TEL 089-948-6507 FAX 089-934-0640 e-mail kenchikus@city.matsuyama.ehime.jp	

【都市防災総合推進事業】

事業区分	事業主体	事業地区名	地区面積 (ha)	都市防災総合推進事業における事業期間		国費率	交付対象事業費(予定)額	
				開始年度	終了年度		(参考)事業費	(参考)国費
盛土による災害防止のための調査	松山市	市内全域	42,935	4	6	1/2	56.0	28.0
				4	6		54.5	27.2
合計								

注) 補助事業費について百万円単位。

注) 該当のないメニューについては行を削除する等して、なるべく一枚に収まるよう作成してください。

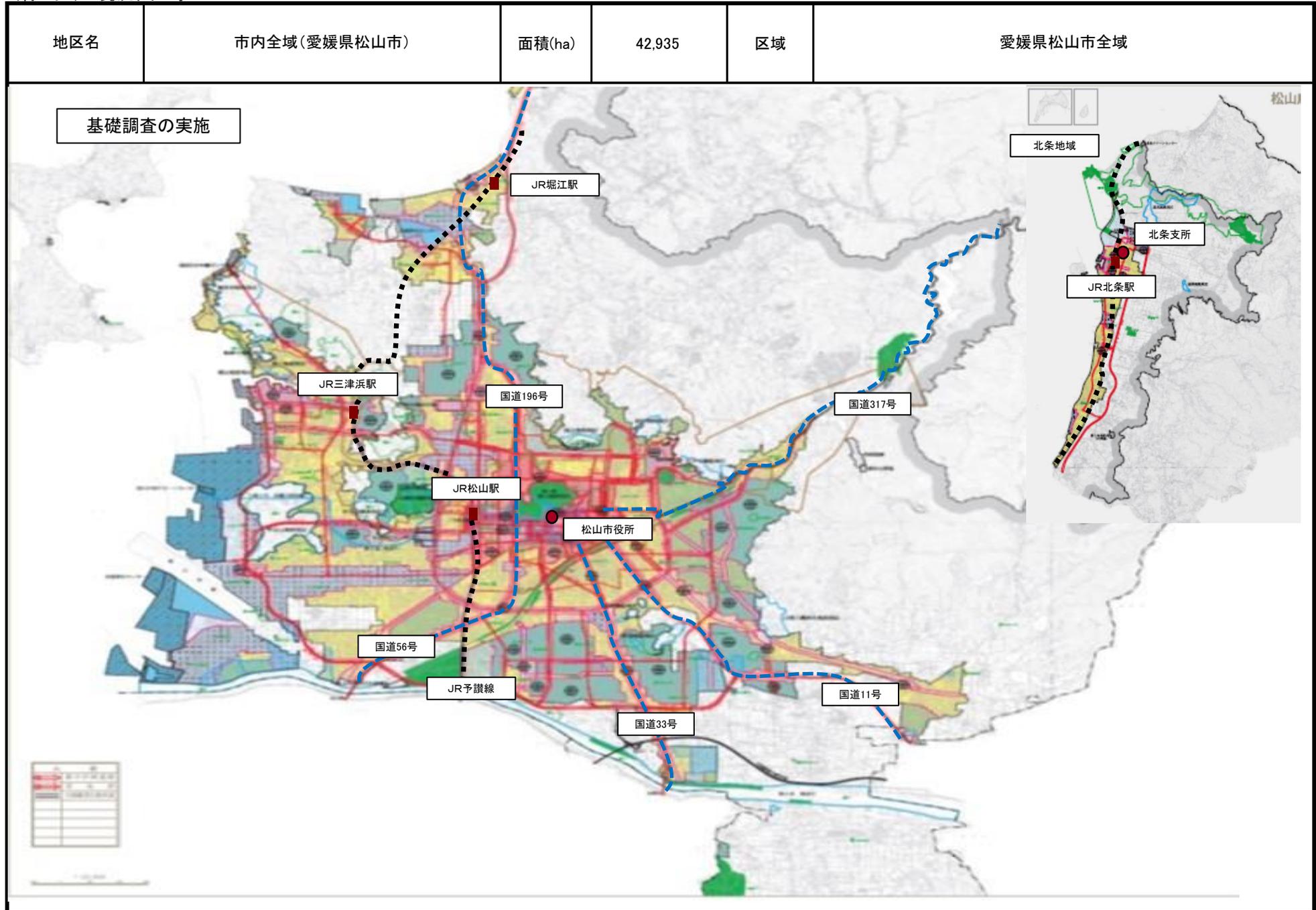
注) 複合施設整備については、設計完了前に補助対象範囲を協議すること。

(様式4)年度別事業計画1【参考】

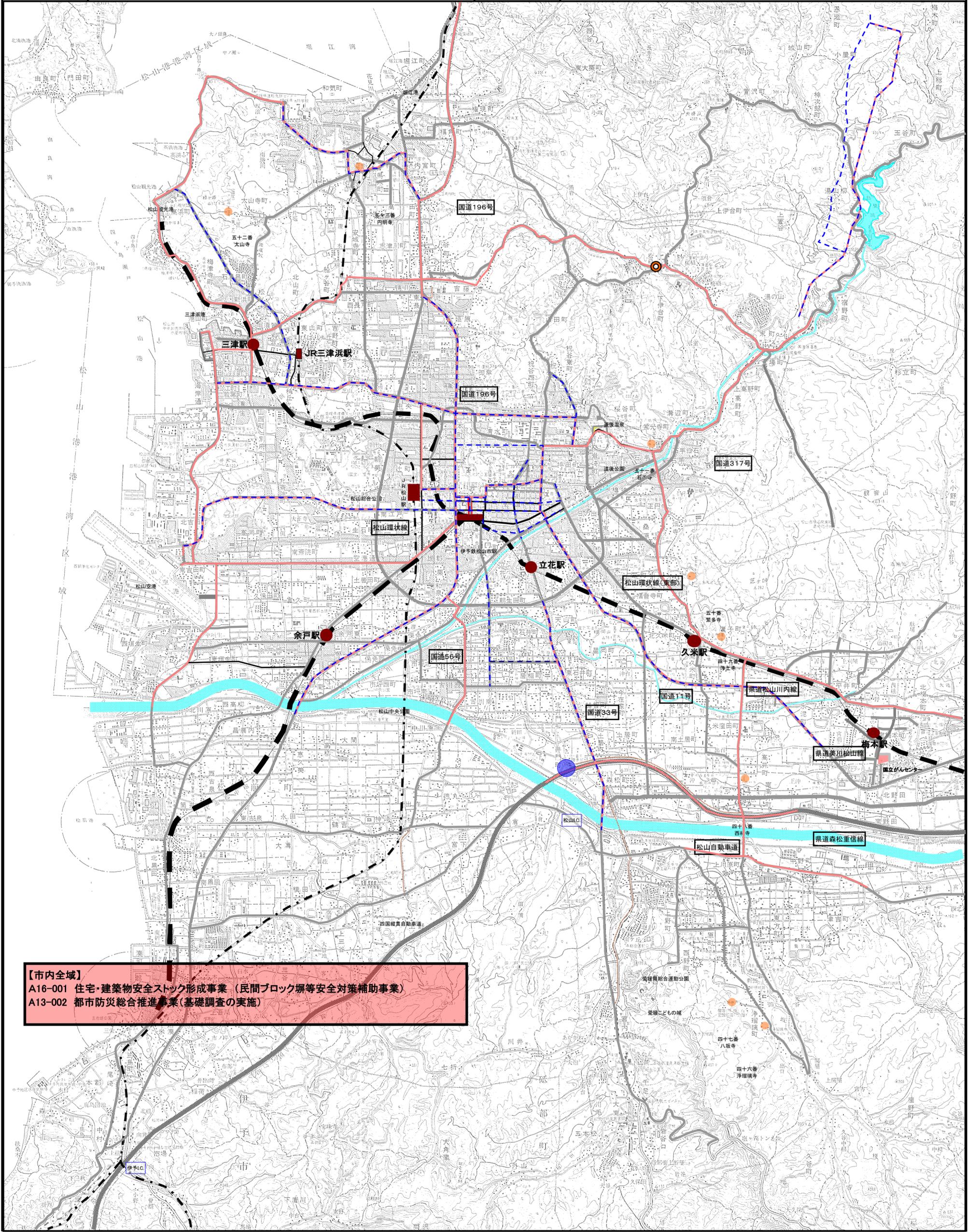
段:当初(変更前)、下段:変更後【百万円単位】

事業区分	事業主体	事業地区名	整備内容	重点密集市街地	国費率	交付対象事業費(予定)額 [国費ベース]							
						令和元年度以前	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降	計
災害危険度判定調査					1/3								
盛土による災害防止のための調査	松山市	市内全域			1/2				9.0 8.2	12.0 12.0	7.0 7		28.0 27.2
住民等まちづくり活動支援					1/3								
地区公共施設等整備	事業計画				1/2								
	都市施設(公園・緑地)				1/2 用地1/3								
	地区公共				1/2 用地1/3								
	防災まちづくり拠点(直接) ※R2以降経過措置				1/2 用地1/3								
	防災まちづくり拠点(間接) ※R2以降経過措置				補助1/2 全体1/3								
	地区緊急避難施設(直接)				1/2 用地1/3								
地区緊急避難施設(間接)					補助1/2 全体1/3								
都市防災不燃化促進	不燃化促進調査				1/3								
	不燃化促進				1/2								
木造老朽建築物除却事業					1/3								
復興まちづくり総合支援事業	復興まちづくり計画策定支援				1/2								
	復興に向けた公共施設等整備(防災・避難)				1/2 (景観地区等1/3)								
	復興に向けた公共施設等整備(防災)				1/3								
合計								9.0 8.2	12.0 12.0	7.0 7.0		28.0 27.2	

(様式6) 現況図 等



計画の名称	災害に強い、安全・安心まちづくり(防災・安全)(第Ⅲ期)		
計画の期間	令和2年度 ~ 令和6年度 (5年間)	交付対象	松山市



【市内全域】
 A16-001 住宅・建築物安全ストック形成事業（民間ブロック塀等安全対策補助事業）
 A13-002 都市防災総合推進事業（基礎調査の実施）